

運 営 規 程



在宅介護サービス 【ふれあいサポート】

株式会社シェアリングエイド

小野ケアステーション

(指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所・指定同行援護)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、ふれあいサポート小野ケアステーション（指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、株式会社シェアリングエイドが設置する、ふれあいサポート小野ケアステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下、「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下、「指定重度訪問介護」という。）、同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 本事業の運営の方針は、以下の通りとする。

1. 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
3. 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
4. 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設及びその他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下、「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
5. 前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）、「天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例」(平成25年大津市条例第7号(以下、「大津市条例」という。))に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、正当な理由なく提供を拒まないものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 ふれあいサポート小野ケアステーション
2. 所在地 滋賀県大津市湖青1-1-20ローズプラザ小野内

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名<常勤職員>
管理者は、従業者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者 1名以上<常勤職員>
サービス提供責任者は、居宅介護等計画を作成し、利用者又はその家族等にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用申し込みに係る調整、サービス従事者に対する技術指導等、指定居宅介護等の内容の管理を行う。
3. サービス従事者 2.5名以上<常勤職員及び非常勤登録職員>
サービス従事者は、居宅介護等計画に基づき指定居宅介護等の提供にあたる。
4. 事務職員 1名以上<常勤職員または非常勤職員>
事務職員は、管理者及びサービス提供責任者の補助業務及びその他必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

1. 営業日：月曜日から金曜日までとする。原則として祝日、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
2. 事業所営業時間：午前9時から午後6時までとする。
上記営業日、事業所営業時間外は、携帯電話への転送により、24時間連絡が可能な体制とする。
3. サービス提供日：月曜日から日曜日までとする。但し、原則として12月31日から1月3日までを除くが、必要に応じて対応す

る。

4. サービス提供時間：午前6時から午後10時までとする。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童）
- (3) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

2. 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 障害児（児童相談所所長が認めた18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害、精神障害、行動障害のある児童）
- (3) 知的障害者（行動上著しい困難を有する者）
- (4) 精神障害者（行動上著しい困難を有する者）

3. 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 視覚障害を有する身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 視覚障害を有する障害児（18歳未満の身体に障害のある児童のみ）

(指定居宅介護等の内容)

第8条 事業所が行う指定居宅介護等の内容は、次の通りとする。

- (1) 居宅介護等計画の作成
- (2) 居宅介護
 - ①身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護

②家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事

③通院等の介助

(3) 重度訪問介護

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、

外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言、
その他生活全般にわたる援助

(4) 同行援護

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(5) サービス実施記録の作成

- ①指定居宅介護等の提供日及び提供時間
- ②指定居宅介護等の具体的な内容
- ③その他必要な事項

(利用者から受領する費用の額等)

- 第 9 条 指定居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から法定代理受領するものとする。
2. 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者又はその家族等から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する額の支払いを受けるものとする。
 3. 第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者又はその家族等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用した時は、以下場合に限りその額を、利用者又はその家族等から徴収するものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離が片道 10 km 未満の場合 300 円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの距離が片道 10 km 以上の場合 500 円
 4. 電車・バス等の公共交通機関を利用して重度訪問介護又は通院介助を提供した場合に要する従業者の交通費は、利用者又はその家族等からその実費を徴収するものとする。請求時には、領収書を添付するものとする。
 5. 第 3 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して、事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名、捺印を受けることとする。
 6. サービス利用票に定める利用日のキャンセルの場合、法定報酬単価の 10% をキャンセル料として徴収するものとする。但し、利用日の前日（事業所営業時間）までにご連絡を頂いた場合には、徴収しないこととする。
 7. 第 1 項から第 4 項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者又はその家族等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、日吉台、坂本の天津市小学校学区の地域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2. 管理者は、早急に事態の確認を行い、自らもしくはその指示を受けた者により、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る相談支援事業者に連絡をするものとする。又、事態の収拾を見計らいながら各行政機関に対して経緯の報告を行う。尚、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 管理者は、事故に際して講じた措置に関して記録を作成するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。
4. 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2. 事業所は、苦情を受け付けた時は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3. 事業所は、市町村が行う利用者又はその家族等からの苦情に関する調査に協力するとともに、その提供した指定居宅介護等に関し、市町村から指導又は助言を受けた時は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、市町村から求めがあった時は、その改善の内容を市町村に報告するものとする。
5. 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力するものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第14条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(秘密保持等)

第15条 事業所及びその従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2. 事業所及びその従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するものとする。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速且つ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 利用者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用を支援する
 - (3) 第12条に基づく、苦情処理体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
2. 事業所は、指定居宅介護等の提供中に、当該事業所従業者及び養護者（利用者の家族等障害者（児）を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
 3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(ハラスメントの防止)

- 第18条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(暴力団排除)

- 第19条 指定居宅介護等事業を運営する法人の役員及び居宅介護等事業所の管理者その他従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であってはならない。
2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、人権擁護、虐待防止等の事項も含めて、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、又、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時導入研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修(実技研修) 1回/6ヶ月以上
 - (3) 人権擁護に関する研修 1回/年
 - (4) 虐待防止に関する研修 1回/年
2. 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
 3. 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4. 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等の契約の完結後5年間保存するものとする。
5. 事業所は、第5条第2号及び第8条第1号の居宅介護等計画、及び第8条第4号のサービス実施記録については、当該利用者に交付する。
6. 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるほか、事業所の運営に関する重要事項については、株式会社シェアリングエイドと管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。
この規程は、平成25年 2月1日から施行する。
この規程は、平成27年 5月1日から施行する。
この規程は、平成27年 9月1日から施行する。
この規程は、平成27年11月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年 8月1日から施行する。
この規程は、平成30年10月1日から施行する。
この規程は、令和 1年 8月1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。
この規程は、令和 5年 8月21日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月1日かた施行する。